

平成15年度龍野市・新宮町・揖保川町・御津町・太子町合併協議会補正予算（第2号）

平成15年度龍野市・新宮町・揖保川町・御津町・太子町合併協議会の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第1表 繰越明許費」による。

平成16年3月24日

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町・太子町合併協議会  
会 長 西 田 正 則

## 第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
2 事 業 費	1 事 業 費	事務事業洗出し調査	(千円) 3,885
		例規関係調整業務	2,625